

～久留米広域消防本部からのお願い～



野外焼却は法律で禁止されています

平成29年中久留米広域消防本部管内では野外焼却が原因で多数の火災が発生しています！

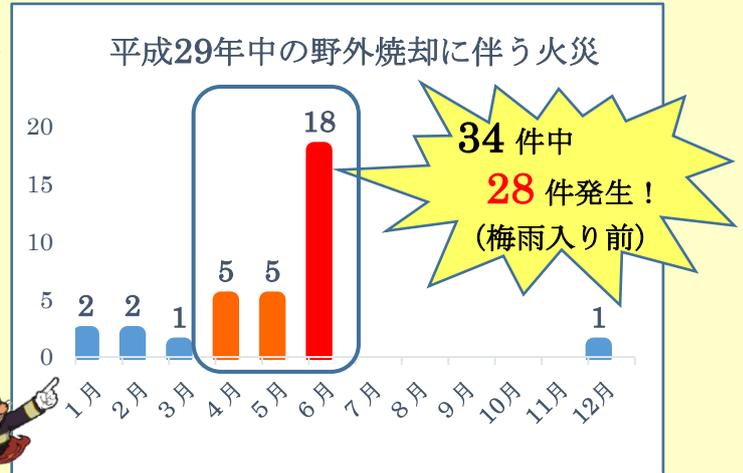
特に梅雨入り前のこの時期は、空気が乾燥しやすく風が強いため、野外焼却に伴って火災に至るケースが多く発生しています。

【野外焼却に伴う主な火災原因】

- ・たき火(家庭ごみ、落ち葉、剪定屑)
- ・火入れ(麦わら、稲わら、あぜ焼き)

【火災が発生する要因】

- ・風速や風向き之急激な変化
- ・火の粉が他に飛び火して延焼拡大



野外焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止されていますが、禁止の例外とされている焼却を行う場合は、火災にならないよう火の取扱いには十分な注意をお願いします。

【焼却禁止の例外】

- ・風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
- ・その他

例外として野外焼却を行う場合は次のことに注意してください。

【火をつける前の注意点】

- ・風の強い日・乾燥注意報等が出ているときは絶対に行わない。
- ・消火の準備をする。(水バケツ、消火器など)
- ・周囲に燃えやすいものがない場所で行うこと。(風下には特に注意)

【燃やしているときの注意点】

- ・火を消すまではその場を絶対に離れない！
- ・飛び火・延焼拡大を防ぐために少しずつ焼却する！
- ・子供だけでは焼却を行わない！



焼却後は完全に火が消えたことを確認しましょう！

【お問い合わせ】

久留米広域消防本部 予防課

TEL : (0942)-38-5159